

緊急事態宣言を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態宣言区域 1日最大 **6万円** 月額換算最大 **180万円**

その他の区域 1日最大 **4万円** 月額換算最大 **120万円**

※大企業を含む

雇用調整助成金の特例措置

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態措置実施地域等において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店等について、解雇等を行っていない場合は**10/10**を助成。日額上限15,000円。緊急事態宣言解除月の翌月末まで。

2. 雇用の維持<全国>

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

[☞詳細はこちらをクリック](#)

現行措置（日額上限15,000円等）を**本年4月末まで延長**

雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、**30%以上減少**の場合 **大企業も最大10/10**を助成

上記12に該当の大企業と中小は1月8日以降の解雇等の有無により助成率を判断するよう雇用維持要件を緩和

休業支援金は**大企業でシフト等で働く方々**も対象に

(1/8以降の休業※→休業前賃金の8割、昨年4～6月末までの休業→休業前賃金の6割)

※令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業を含む。

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）※施行に向けて準備中

職業訓練受講給付金

収入要件の特例措置(月8万円以下→シフト制で働く方等は**月12万円以下**まで引上げ)
出席要件の緩和(働きながら訓練を受ける場合、**出勤日をやむを得ない欠席とする**)

3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

一時支援金の支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)
3/8申請受付開始

対象地域における①時短営業を行う飲食店と取引or②不要不急の外出・移動の自粛による影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年比50%以上減の中堅・中小

法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

イベント関連事業者向け支援

[☞詳細はこちらをクリック](#)
2/22申請受付開始

※自粛により中止・延期になったイベント
に関連する内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の**キャンセル費用、チケット払い戻し手数料**、イベントに関連する動画の制作・配信費用を支援(**上限2500万円**) (J-LODlive補助金)

4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援<全国>

実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

[☞詳細はこちらをクリック](#)

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫(国民)・民間(信用保証)：4千万円→**6千万円**

・公庫(中小)・商工中金：2億円→**3億円**

5. 生活困窮者向け生活支援<全国>

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

[☞詳細はこちらをクリック](#)

返済開始時期を**来年3月末**に延長(新規貸付申請は本年3月末まで)

総合支援資金の**3か月分の再貸付(最大60万円)**を実施、これにより最大貸付額140万円→**200万円**に

住居確保給付金の再支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**